



携帯電話用
QRコード

みんなで考える都市づくり

ご意見の募集についてのお問い合わせは、都市計画課
(☎709・0564)へ、各計画・条例の内容については、
担当課へお問い合わせ下さい。

都市づくりの視点

例として6つの視点を挙げてみました。
皆さんは、日頃、どのようにお考えでしょうか？

高齢者が増え、子どもが減り、
人口が減り始めます。

将来の高齢化率 25% (2015年予測)
人口のピーク 44万人 (2030年予測)



バリアフリー対策など、だれもが安心して暮らせる都市づくりが大切です。

地震やゲリラ豪雨などの災害への
備えが必要になっています。

大規模な地震が発生する可能性
ゲリラ豪雨対策 防犯の取り組み
地域での支えあい



生命と財産を守り、安心して生活できる都市づくりが大切です。

地球環境の悪化が進行して
います。

地球の温暖化と気候の変動
二酸化炭素を出さない取り組み
自然エネルギーの利用推進



環境にやさしい都市づくりが大切です。

にぎわいあるまち、住みやすい
まちへの期待が高まっています。

中心市街地 まちのにぎわい
住まいの環境 移動のしやすさ
まちの景観



住まいやまちの質を高める都市づくりが大切です。

多摩丘陵の自然の保護や、生活
の中で花や緑に親しむことへの関心が
高まっています。

多摩丘陵の自然の保全と活用
市民の手による身近な緑を
守り育てる取り組み



緑を活かした都市づくりが大切です。

都市づくりについて、みんな
で考える取り組みが進んでいます。

地区ごとに特色のある街づくり
街づくりへの市民の参画



市民が主役となった、地区の街づくりが大切です。

都市づくりに関する計画・条例

改定中、または運用を始めた計画・条例の主なものを紹介します。

改定中
都市計画課

都市計画 マスタープラン

2011年6月改定予定

町田市の都市計画分野の総合的かつ体系的なまちづくりの方針であり、これからのまちづくりの礎となるものです。計画の目標時期は2020年と想定しています。

⇒詳しくは2ページへ

改定中
住宅課

住宅 マスタープラン

2011年1月改定予定

町田市の住宅特性や地域環境を踏まえ、これからの住宅施策の方向性や取り組みを示すものです。計画の目標時期は2020年と想定しています。

⇒詳しくは3ページへ

左記のほか、近年運用を始めたものを2つ紹介します。

交通マスタープラン (2006年2月から運用中) 都市計画課

町田市における交通政策の基本方針を定めたもので、「だれもが不便なく移動できるまち」を目指すことを目標にし、施策を展開しています。計画の目標時期は概ね2030年としています。

町田市市街化調整区域における 適正な土地利用の調整に関する条例 (2010年1月施行) 開発指導課

市街化調整区域の自然環境、景観及び生活環境を保護するために、市街化調整区域の適正な土地利用を図ることを目的とした条例です。

この条例に基づき、土地利用を予定されている方はご相談下さい。

改定中
公園緑地課

緑の基本計画

2011年3月改定予定

町田らしい、豊かで美しいまちづくりを、市民とともに将来にわたり守り・育てていくための取り組みや目標を示すものです。計画の目標時期は2020年と想定しています。

⇒詳しくは3ページへ

運用中
まちづくり推進課

景観計画

2010年1月運用開始

町田市の景観を魅力的なものとしていくために、市民、事業者、行政の協働による取り組みや目標を示すものです。計画の目標時期は概ね2030年としています。

⇒詳しくは4ページへ

ご意見をお寄せ下さい!

都市づくりは、市民の皆さんが主役となって考え、進めていくことが大切です。

“都市づくり”について、日頃感じていることなど、ご意見をお寄せ下さい。

改定中の計画については、ご意見を取り入れながら改定を進めていきます。

また、施行・運用開始している条例・計画に関するご意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

(意見提出をされた方の個人情報、各計画の中で公開されることはありません)

— 募集期間 —

1月21日(木)～6月30日(水)

— 提出方法 —

- ①郵送 町田市都市づくり部都市計画課 (〒194-0021 中町1-4-2)へ
- ②ファクシミリ ☎709・0598
- ③Eメール mcity500@city.machida.tokyo.jp
- ④窓口への提出 都市計画課(中町第三庁舎1階)ほか右記の資料の閲覧場所へお持ち下さい。(それぞれの窓口で開庁日時が異なります)

— 注意事項 —

- ・ご意見は、書面で提出して下さい。(口頭での受付はできません)
- ・書式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入下さい。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。

— 資料の閲覧 —

資料は、市役所の以下の窓口で閲覧できます。

- ・中町第三庁舎
 - 1階 都市計画課、住宅課
 - 2階 まちづくり推進課
 - 3階 開発指導課
- ・木曽庁舎1階 公園緑地課
- ・中町分庁舎1階 市政情報課
- ・本庁舎1階 市民相談室
- ・各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所、木曽山崎・玉川学園文化の各センター
- ・各市立図書館、町田市民文学館

町田市ホームページから検索できます。

都市づくりに関する意見募集

2011年6月
改定予定

「環境文化を育む魅力ある質の高い生活都市」を目指して 都市計画マスタープランの改定を進めています

【この計画に関する問い合わせ】都市計画課
市役所中町第三庁舎 1階 ☎709・0564

■改定作業はどこまで進んでいるの？

都市計画マスタープラン(1999年策定)ができてから10年が経過し、2011年6月の公表に向け、見直し作業を進めています。このたび、これまでの検討内容が「中間報告」としてまとめられました。今後、市民の皆さんの意見を取り入れながら、新しい都市計画マスタープランを作る予定です。

■どんな「まち」を目指すの？ ～3つの基本目標～

「中間報告」では、目指す3つの「まちの姿」を考えました。これらを実現したまちの形を示したものが右図です。

3つのゾーン

①地域特性を活かした良好で快適な暮らしを実現する都市
～町田駅周辺・住宅市街地・丘陵地の3つの地域特性を活かしたまち～

にぎわいの拠点と軸

②生活や余暇を楽しめるにぎわいと活力のある都市
～「にぎわいの拠点」があり、それらを結ぶ都市基盤が整ったまち～

■どうやって目指すの？ ～5つのテーマ別まちづくり～

基本目標を実現するためには、どんなまちにしたいか、より具体的に考える必要があります。そこで、次の5つのテーマを設定しました。

■将来の都市空間の構造



水とみどりの拠点と軸

③水とみどり豊かな環境資源と共生する都市
～暮らしの中で「みどり・農・景観」と親しめるまち～



にぎわいと交流を創出するまちづくり (拠点活性化)

にぎわいがある、人々が楽しめ、交流できるまちの姿を考えます。駅周辺など、にぎわいと交流の中心地への移動手段の活性化をはかり、活気のあるまちを目指すことが大切です。例えば...
○町田駅やその他の駅の周辺など、人が多く集まり、にぎわうところ
○買い物や学校、仕事や遊びにいくためのバス交通や道路など



安全安心・防災のまちづくり (地域防災・都市復興)

災害に強い、また犯罪などの問題が起こりにくいまちの姿を考えます。だれもが、安全で安心して暮らせるまちを目指すことが大切です。例えば...
○地震や水害が起こっても被害が少ないまち
○被害にあっても、早く立ち直るしくみ
○犯罪が少ないまちなど



環境にやさしいまちづくり (環境先進都市)

地球温暖化を防止し、限りある資源を有効に活用するまちの姿を考えます。環境にやさしいまちを目指すことが大切です。例えば...
○バスなどの公共交通や自転車が利用しやすいまち
○エネルギー資源やモノを有効に活用するまち
○環境について、みんなと一緒に取り組むしくみなど



自然を活かすまちづくり (みどりととの共存)

みどりや自然とふれあえるまちの姿を考えます。貴重な自然を守り、緑地や農地と共存するまちを目指すことが大切です。例えば...
○生態系や水源などを残していく取り組み
○身近に公園やまとまった緑地があるまち
○豊かなみどりや草花に囲まれた街並み
○農のめぐみにふれあえるまちなど



住みつづけたいまちづくり (公共公益施設)

みんなが暮らしやすく、住みつづけていきたいと思える、まちの姿を考えます。子どもや高齢者、障がいのある人など、だれもが暮らしやすいまちを目指すことが大切です。例えば...
○快適な住環境、美しい街並み
○日常生活を支える、いろいろな施設があるまち
○だれもが移動しやすいまち
○地域によるまちづくりなど



『こんなまちにしたい！』 という思いを教えてください

中間報告書は、都市計画課をはじめ、閲覧窓口でご覧いただけます。提出方法や閲覧窓口は1面をご覧ください。皆様のご意見をお待ちしています。

中間報告会を開催しています

詳しくは、本紙1月11日号をご覧ください。

開催日	時間	場所
1月19日(火)	済	鶴川市民センター
1月20日(水)	済	なるせ駅前市民センター
1月22日(金)		玉川学園文化センター
1月26日(火)		忠生市民センター
1月28日(木)	19時	堺市民センター
1月29日(金)	20時	町田リサイクル文化センター
2月1日(月)		健康福祉会館
2月2日(火)		小山市民センター
2月4日(木)		つくし野センター

2011年1月
改定予定

住みつづけたい・住んで良かったまち 住宅マスタープランの改定を進めています

【この計画に関する問い合わせ】住宅課
市役所中町第三庁舎1階 ☎709・0579

■どうして見直すの？

現在の「町田市住宅マスタープラン」は、「緑を重視した計画的な居住地の形成」を基本理念に「住宅供給の推進」「住環境整備の推進」を主要な施策として位置づけ、1993年から2010年までの計画として策定されたものです。

計画に基づき、市営住宅の建替えや地区計画制度等を活用した良質な住宅の確保に努めてきました。

また、福祉施策との連携により、高齢者や障がい者に対応した公共住宅の供給を図ってきました。

策定後16年が経過し、少子・高齢化など社会情勢の変化や、住宅のバリアフリー化等への対応、1960年代に建設された大規模団地の再生や、住宅の長寿命化・耐震化、省エネルギー対策等が課題となっています。

また「住生活基本法」が2007年4月1日に施行され、「住宅の量の確保」から「住宅の質の向上」へと国の政策転換が図られました。

こうした背景により、2011年以降の町田市の住宅政策の方向性を示すため、マスタープランの改定に着手しました。

■検討する内容はなに？

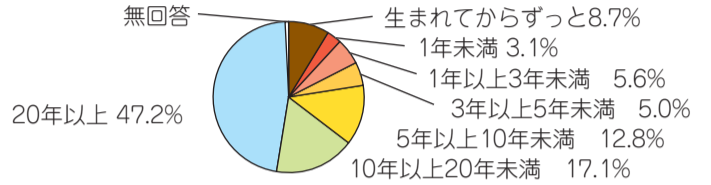
- ①少子・高齢化の社会に適応した住宅政策
 - ②安全・安心の実現
 - ③良好な住環境の形成
 - ④住みつづけるための環境づくり
 - ⑤団地の再生
- など、さまざまな政策課題を検討していきます。

■市民アンケートの集計

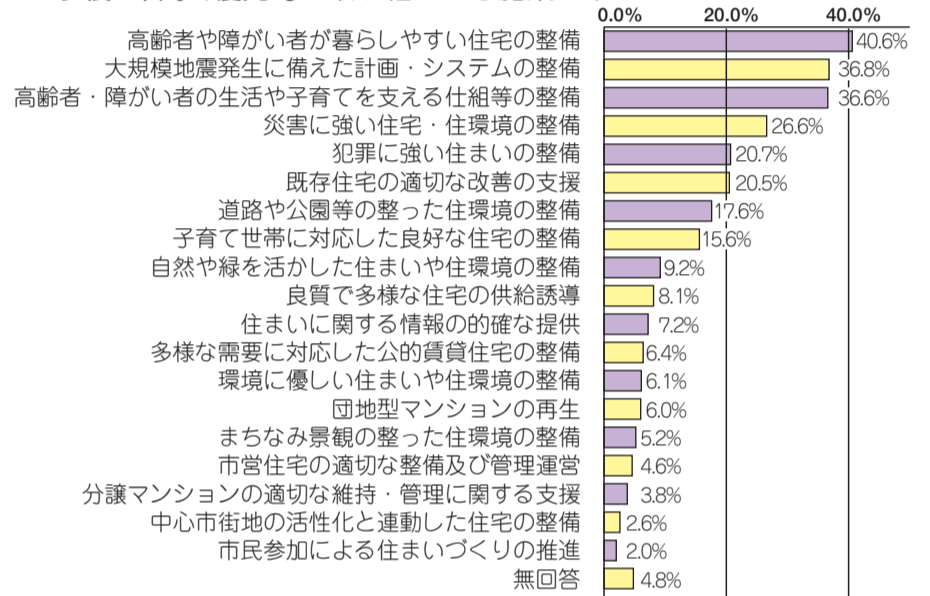
住まいに関するアンケートは、市内在住の20歳以上の方5,000人を対象に、昨年10月に無記名で行ったもので、約35%の回答率でした。回答結果の一部をご紹介します。

詳しくは、町田市ホームページに3月以降掲載予定です。

Q. 町田市に住み始められてどのくらいになりますか？



Q. 今後5年間で優先的に取り組むべき施策は？



2009.11月集計

2011年3月
改定予定

庭先の緑から谷戸山の緑をつないでいく 緑の基本計画の改定を進めています

【この計画に関する問い合わせ】公園緑地課
市役所木曾庁舎1階 ☎793・7613

■どうして見直すの？

1999年に「町田市緑の基本計画」を策定し、目標としていた2010年を迎えようとしています。市では計画に基づき、緑地の確保や、公園の整備を積極的に進めてきました。

この間に社会情勢は変化し、地球環境問題や、災害への備え、うるおいのあるまちづくりなど、緑の果たすべき役割は増加しています。

そこで、市内に緑をどのように配置するべきか、実現するにはどんな施策が必要かを明らかにするため、2020年を目標とした、緑の基本計画の改定に着手しました。

■主な課題はなに？

計画的に緑を保全・活用していくには、具体的な計画内容をわかりやすく公表する必要があります。

身近な公園が不足している地域に、重点的に公園を配置していく必要があります。

多摩丘陵の緑から身近な公園の保全・管理について具体的な方法を検討する必要があります。

■計画の内容(案)

現況・推移 10年間の緑の推移をまとめ、現在の緑の状況を示します。

検証 10年間の取り組みを見直し、今後の課題を抽出します。

将来像 新たに、緑を守り増やすための目標値を定めます。

図示化 公園の整備・緑地の保全について具体的に図面で示します。

手段・方法 緑を守り、増やしていくための手段を示します。

■検討委員会を設置し、アンケート調査を行いました

○町田市緑の基本計画改定検討委員会

緑に関する学識経験者や、関係のある市民団体、公募による市民代表で構成される検討委員会を設置しました。

昨年、10月に第1回の委員会を開催し、11月には、町田の緑の状況を把握するため、現地視察を行いました。

今年からは、町田の緑の状況の把握や、課題について様々な分野の方からご意見をいただき、計画づくりを進めていきます。



(現地視察の様子)

○町田市の緑に関するアンケート調査の実施

昨年11月から12月にかけて市内在住の20歳以上の市民の方4,000人を対象に、市民アンケートを実施しました。

【主な質問内容】

- ・緑に関する第一印象について
- ・お住まい周辺の緑の現状について
- ・公園や緑地に望むこと
- ・緑を守り育てていくための方策について
- ・緑の確保の方向性や手法について



(アンケート調査票)

詳しくは、町田市ホームページに4月以降掲載予定です。

2010年1月
運用開始

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちを目指して 景観計画の運用をはじめています

【この計画に関する問い合わせ】まちづくり推進課
市役所中町第三庁舎2階 ☎709・0642

■どんな景観のまちを目指すの？

町田市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」を目指します。

■協働して取り組みます

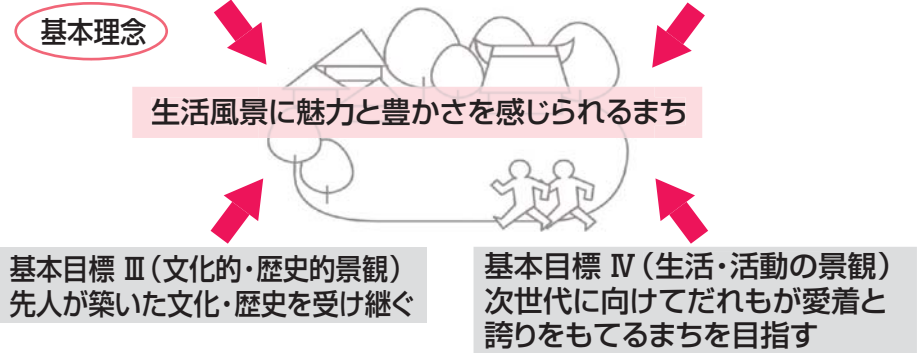
魅力のある景観づくりのためには、市民、事業者、行政がともに理解、協力することが必要です。各主体が景観づくりに取り組むことができるように、さまざまな制度や仕組みを用意し、協働して景観づくりを進めていきます。

■市民が主役の景観づくり

市民が主役となって景観づくりを進めるきっかけとして、生活風景宣言や地域景観資源を登録する制度を設けます。また、市民が自主的に景観づくりを考える環境を整えるなど、取り組みに応じた支援の充実を図ります。

基本目標Ⅰ(自然景観)
自然の風景を守り育てる

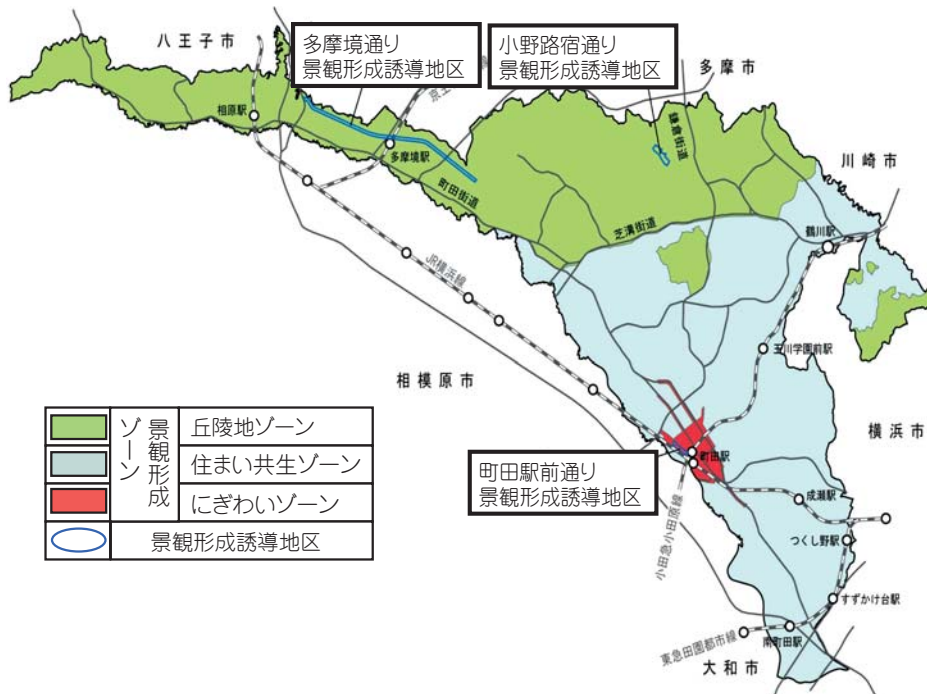
基本目標Ⅱ(まち並み景観)
だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる



■届出が必要です

市内全域で、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。

なお、届出対象規模は、各景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに異なります。



【生活風景宣言の活動例】

近隣の住民のみなさんで協力して行う、生活風景の魅力の向上のための継続的な取り組みを登録していきます。

登録の例

- みんなで生垣を維持します
- 通りを花でいっぱいにします
- 樹木を連続させます
- 建物の色調を合わせます

【地域景観資源の登録】

地域の人々に親しまれ、景観づくりの重要な要素となっている資源を登録し、市民に広く紹介していきます。

みんなの選定 → 地域に広める → みんなの理解を得る

市へ登録 → 地域での保全活動

【市民提案による地域のルールづくり】

景観形成誘導地区の指定に向けた市民の取り組みを支援し、景観協定、景観地区など、より詳細なルールづくりの策定につなげていきます。

景観形成誘導地区の指定へ

- ステップ1 街づくりを始める
- ステップ2 住民どうして話し合う
- ステップ3 調査や学習を通じ街の将来を考える
- ステップ4 街づくりプラン案をつくる
- ステップ5 街づくりプランを決定する
- ステップ6 地区住民が協力して街づくりを実現する

「町田市住みよい街づくり条例」を活用し、活動に対する支援を行います。

■景観づくりに関心がもてる取り組みを進めます

市民や事業者が景観づくりに関心を持つことができるよう、景観づくりに関するセミナーや、小学生、中学生などの景観教育も視野においたワークショップ等の取り組みを実施していきます。

※景観計画(概要版)は、まちづくり推進課をはじめ、1面に記載している窓口でも閲覧することができます。

改定中の計画のスケジュール

	2009(H21)年	2010(H22)年	2011(H23)年
都市計画マスタープラン	ワークショップ(~6月)		12月 素案
	町田市都市計画マスタープラン改定に関する特別委員会(~11月)	1~2月 中間報告会	1月 パブリックコメント
住宅マスタープラン	町田市住宅マスタープラン改定懇談会(~11月)	9月 素案	10月 パブリックコメント
	アンケート		1月頃 改定予定
緑の基本計画	町田市緑の基本計画改定検討委員会(~12月)	9月 素案	10月 パブリックコメント
	アンケート		3月頃 改定予定

意見募集期間2010年6月30日まで

6月頃
改定
予定

1月頃
改定
予定

3月頃
改定
予定